

国民健康保険 加入手続き（郵送・オンライン）の注意事項

1. 手続きの流れと所要期間

オンライン申請の場合、適切に申請がされている場合には、入力いただいたメールアドレスに①「メールの送信確認のご連絡」②「申請受付のご連絡」が送信されます。

郵送申請及びオンライン申請の受付から書類の到着までの目安は約1～2週間です。（土日祝除く）

お急ぎの方は太崎市役所市民課または各総合支所 市民福祉課の窓口でお手続きください。申請内容や添付書類に不足・不備がある場合はご連絡します。連絡が取れず不備が解消できない場合、申請を取り消すことがあります。

2. 複数人同時の申請方法について

オンライン申請の場合、1回の申請で登録できる人数は最大4人までです。5人目以降は申請を分けてください。また、同時加入者の「社会保険の喪失日」または「保険者名称」が異なる場合は、申請を分けてください。

郵送の場合、記入欄が足りないときは申請書を複数枚使用してください。

3. 世帯主課税について

資格が発生した日（前の健康保険の喪失日）にさかのぼって国民健康保険税が課税されます。世帯員が国保に加入する場合、加入の有無にかかわらず世帯主が「国保上の世帯主」となります。

原則として保険税は世帯主に課税され、国保に関する書類は世帯主あて（住民登録地）に送付します。

世帯主が社会保険加入中でも取り扱いは同じです。

届出が遅れた場合、資格喪失後の保険給付の返還や追加の保険税納付が生じることがあります。

4. マイナ保険証・資格書類の送付と使い方

送付物は「マイナ保険証の利用登録」の有無で変わります。

※「マイナ保険証の利用登録」とは、電子証明書の有効期限内で、健康保険証としての利用登録が完了しているマイナンバーカードの状態を指します。

○利用登録有の場合

「資格情報のお知らせ」を世帯主の住民登録地へ普通郵便で送付します。

このお知らせのみでは受診できません。受診時はマイナ保険証を提示してください。

反映まで最大約5日かかる場合があります。受診予定が近い方は「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を併せて携帯してください。

※右下の切り取り線から切り取って使用可能です。

国民健康保険 加入手続き（郵送・オンライン）の注意事項

○利用登録無・不明の場合

「資格確認書」を世帯主の住民登録地へ転送不要の簡易書留で送付します。受診時に提示してご利用ください。将来マイナ保険証を取得しても、券面で資格を確認できる書類として大切に保管してください。（マイナ保険証が使えない医療機関でも使用可能）

5. 事業所への照会について

申請書の「退職先への電話確認を希望」欄に会社名・会社電話番号を記入いただいた場合、不備確認等のため当該番号へ連絡することがあります。

6. 年金・医療費助成との関係手続き

社会保険の加入・喪失に伴い年金記録が変更されるため、国民年金担当へ情報提供しますことご了承願います。

各種医療費助成を受給中の方は、健康保険の切替えにより届出・手続きが必要となる場合があります。該当制度をご確認ください。

- ・ 子ども医療費助成制度
- ・ 母子父子家庭医療費助成制度
- ・ 心身障がい者医療費助成制度
- ・ 特定医療費（指定難病）助成制度
- ・ 特定疾病療養受療証 など

7. 退職後の任意継続の検討

退職後でも、原則2年間に限り以前の健康保険を任意継続できる場合があります（国保へ加入しない選択肢）。詳細は勤務先または加入していた健康保険組合へお問い合わせください。